三重県都市計画基本方針（中間案）【概要版】

基本方針の構成

第１章　はじめに
第２章　三重県の都市づくりにおける現状と課題
第３章　三重県の都市計画に関する基本方針
　３－１　三重県の都市づくりの方針
　３－２　三重県がめざす都市構造の方針
　３－３　都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

第１章　はじめに

趣　旨

- 三重県都市計画基本方針（以下「基本方針」という。）は、都市計画法第６条の２に基づき定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定に先立ち、県全体を総合的、一体的な観点から捉え、おおむね共通する都市づくりの方針を示すもの。
- 令和12年に改定時期を迎える都市計画区域マスタープランは、この基本方針に基づき改定するとともに、各市町では、市町都市計画マスタープランや立地適正化計画等を策定するにあたり、都市計画区域マスタープランを策定するまでの間、この基本方針が活用されることを期待する。

位置付け

- 基本方針は、関連する各種法令と国土利用計画等の上位計画との適合を図るとともに三重県の総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」及び土地利用や都市施設等に関する計画との整合を図る。

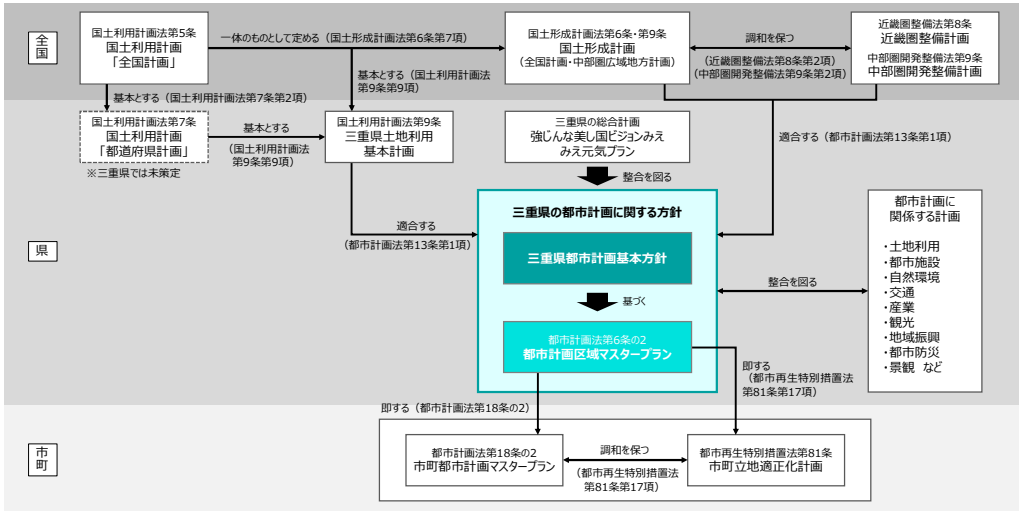


図　三重県都市計画基本方針の位置付け

対象区域

- 基本方針は、県全体の都市づくりについて基本的な方針を示すものであることから、都市計画区域外を含む県全体を対象とする。
- 都市計画の運用に関する内容については、都市計画区域を対象とする。

第２章　三重県の都市づくりにおける現状と課題

三重県の都市づくりにおける課題

- 「都市づくりにおける大きな潮流と三重県の状況」、「三重県の都市の現況」、「現行都市計画区域マスタープランの検証」で把握した三重県の都市づくりにおける現状から大きく４つの課題を整理。

① 都市構造及び都市を支えるインフラ・公共施設に関する課題

■ 人口減少・高齢化、既成市街地の低密度化等に対応し、持続可能な都市経営を可能とするため、居住や都市機能の誘導による利便性の高い拠点の形成、地域公共交通の維持等によるコンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進する必要がある。

■ 高度成長期に整備されたインフラや公共施設が一斉に老朽化し、更新費用の増大が見込まれるため、コンパクトな都市づくりと合わせてインフラや公共施設の集約・再編、長寿命化等戦略的なマネジメント等を図る必要がある。　など

② 産業振興及び産業活動を支える都市基盤に関する課題

■ 雇用の創出、地域経済の発展、財政基盤の安定を図るため、中部圏・近畿圏の中間に位置する立地条件と広域的道路ネットワークや港湾の機能を生かし、産業構造・経済活動の変容を踏まえながら新たな産業の受け皿を確保する必要がある。

■ リニア中央新幹線等の整備による、新たなゲートウェイ機能の整備と持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進するとともに、イノベーションを創出するビジネス拠点の形成や高付加価値産業・成長産業の誘致を図る必要がある。　など

③ 自然災害及び気候変動に関する課題

■ 南海トラフ地震等の巨大地震や、激甚化・頻発化する豪雨災害に対して、海岸保全施設や避難施設等の機能強化等のハード対策と、ハザードの周知や円滑な避難等の短期的なソフト対策を両輪として、被害低減に向けた対策を推進する必要がある。

■ 気候変動の影響は、豪雨災害の激甚化・頻発化のほか、異常気象によるヒートアイランド現象の発生や生態系への影響等をもたらすため、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの推進や脱炭素の取組を推進する必要がある。　など

④ 地域の魅力や暮らしの質に関する課題

■ コロナ禍を経て価値が再認識された街路空間、公園・緑地、親水空間といった地域の交流、にぎわいの創出に資するパブリックスペースについて、ストック効果を高めるために、多様な主体と連携・協働しながら質的な充実を図る必要がある。

■ 農地や里山、河川、海等の豊かな緑、多様な歴史文化を県民の資産ととらえ、その恵みを活用したゆとりある暮らしや持続可能な地域振興、観光交流の拡大につなげるため、その保全と活用の好循環を生み出す必要がある。　など

三重県都市計画基本方針（中間案）【概要版】

第３章 三重県の都市計画に関する基本方針

３－１ 三重県の都市づくりの方針

- 三重県の総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」では、基本理念として「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』」の実現を掲げている。
- 「強じんな美し国ビジョンみえ」においてめざす三重県の姿を念頭におき、「三重県の都市づくりにおける現状と課題」で整理した都市計画の課題に対応するため、これからの都市づくりの方針を次のように設定する。

課　題　①　都市構造及び都市を支えるインフラ・公共施設に関する課題

都市づくりの方針①

「人口減少時代における持続可能な都市構造への転換」

- ■ 人口減少や市街地の低密度化を見据え、居住や都市機能、特定業務施設等をまちなかや公共交通の利便性が高い拠点へ誘導する。あわせて、徒歩や自転車による移動、デマンド交通、シェアリングサービス、IoT・AIを活用した自動運転等の多様な移動手段を組み合わせ、持続可能で利便性の高い都市構造への転換を進める。
- ■ 老朽化するインフラ・公共施設については、将来人口や需要を踏まえた集約・再編を進め、保有量の適正化を図る。また、整備や維持管理に関しては、デジタル技術・AI等の導入を進め、人手不足の解消や生産性の向上を図る。
- ■ 各圏域で中枢的な役割の都市と周辺市町が役割分担しながら都市機能を維持・確保する。県は広域的な視点から、市町間の連携や将来ビジョンの共有を支援し、広域連携による都市づくりを進める。

課　題　②　産業振興及び産業活動を支える都市基盤に関する課題

都市づくりの方針②

「産業活動、交流・連携を支える都市基盤及び交通ネットワーク整備」

- ■ 広域道路ネットワークや、港湾機能を生かし、ものづくり産業の集積や企業誘致を進めるとともに、成長分野に対応した産業用地の確保や、研究開発・生産・地場産業連携の強化により地域内での付加価値循環を高め、地域経済の持続的発展をめざす。
- ■ リニア中央新幹線の効果を生かし、本社機能や研究開発機能など高付加価値部門の立地を促進する。アクセス性の高い拠点形成やバックアップ機能の誘致を通じて、ビジネス創出と人材交流を促す都市空間の質の向上を図る。
- ■ 産業活動や観光需要を支えるため、物流・人流の両面から産業拠点と高速道路、港湾等との接続性を高める道路の整備や、デジタル基盤、エネルギー供給等の都市基盤を強化する。あわせて、二次交通の充実や広域MaaSの導入等により、滞在時間の増加と消費拡大につなげていく。

課　題　③　自然災害及び気候変動に関する課題

都市づくりの方針③

「激甚化・頻発化する自然災害及び脱炭素への対応」

- ■ 南海トラフ地震や豪雨災害に備え、防災インフラの機能強化や建築物・道路・上下水道の耐震化、浸水リスクの高い区域から安全な市街地への誘導など、国土強靱化の取組及び事前復興まちづくりの取組を進める。
- ■ 住民・企業・関係団体が災害リスクを共有し、主体的に行動できる体制づくりを進める。また、リスクコミュニケーションの充実と流域治水の推進により、被害が拡大しにくい都市環境の形成をめざし、多様な主体の参画と連携を促進する。
- ■ 防災・減災とあわせて、脱炭素社会の実現に向けた都市づくりを一体的に進める。市街地では、公園緑地や水辺空間等のグリーンインフラを都市基盤として積極的に活用し、防災性と環境性を備えた持続可能でレジリエントな都市づくりをめざす。

課　題　④　地域の魅力や暮らしの質に関する課題

都市づくりの方針④

「地域の魅力を活かした都市づくり、多様な暮らし方の実現」

- ■ 街路空間や公園・緑地、親水空間等の都市アセットの質を高め、歩いて回遊しやすく、滞留や交流を生むウォーカブルな空間の形成、にぎわいの創出をめざす。また、多様な主体が幅広く連携したプラットフォームの構築やエリアマネジメントの実践など、地域のまちづくり活動への支援を図る。
- ■ 地域振興の基盤となる景観、自然、歴史・文化などの地域資源を磨き上げ、滞在型・周遊型観光を促進するとともに、景観の形成を進める。また、観光交流の拡大や地域経済の活性化を通じて、景観や自然、文化を適切に維持・継承する好循環を生み出し、持続可能な観光と地域づくりを進める。
- ■ リニア中央新幹線の整備やデジタル技術の進展を生かし、多様な働き方・暮らし方に対応した新たなライフスタイルを受け入れる住環境づくりとまちづくりDXを進め、Well-beingのまちづくりにつなげることで、定住・交流人口の拡大と地域の持続的な発展をめざす。

3－2 三重県がめざす都市構造の方針

（1）圏 域

- 圏域の構成はこれまでと同様に、**北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀及び東紀州圏域の５圏域**とする。
- 圏域については、広域的な経済活動圏、更には災害対応や環境保全等の観点を総合的に勘案し、中心都市と周辺地域との役割分担・相互依存関係を踏まえながら、必要に応じて圏域の設定を見直す。

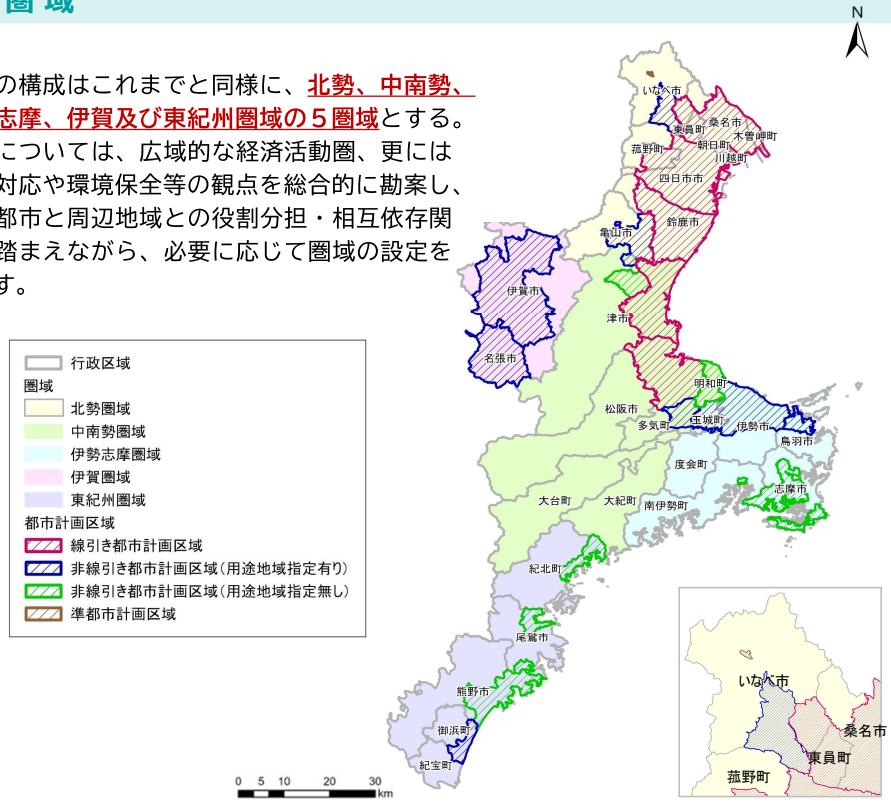


図　圏域・市町・都市計画区域の関係

（2）拠 点

- 都市機能の集積状況や近鉄・JRをはじめとする広域的な交通ネットワークを形成する公共交通等の結節機能等を踏まえ、以下のように**拠点の機能分担と相互連携を意識した段階的な拠点を位置付け**。※

広域拠点	• 圏域を単位とした広域的な観点から、**多様な高次都市機能が集積し、公共交通等の結節機能を果たす拠点**。 • 市町を越えた圏域における都市活動のニーズに対応するため、必要なサービス水準を確保しつつ都市機能の重複や非効率な分散を抑制することで**都市経営の効率化**を図る。
地域拠点	• **徒歩や公共交通等により到達可能な主要駅や役場等を中心に都市活動を支える拠点**。 • 都市内で日常サービスを受けられる都市機能の維持・集約を図る。

※ 次期都市計画区域マスタープランでは、これを基本としつつ、その他の拠点設定等を整理する。

（3）ネットワーク（連携軸）

- 県全体を俯瞰し、以下のように広域的な視点から**三層構造を基本としてネットワークを位置付け**。

広域的な連携軸	• 県土を縦横断し、広域的な交流や産業活動等の円滑化を支える**鉄道（特急）や高速道路、主要な国道等を位置付け**、三重県が有する地理的な結節性を生かしたネットワークの強化をめざす。
圏域内の連携軸	• **都市拠点を中心とした周辺地域を結ぶ幹線道路や鉄道、主要路線バス等の連携軸**を形成し、高次都市機能へのアクセス性を確保し、圏域内での役割分担と相互補完の促進を図る。
地域内の連携軸	• 拠点内及び拠点と各地域の居住地とのつながりに着目し、**路線バスやコミュニティバス、デマンド交通、シェアリングサービス等による連携軸**を形成し、身近な生活拠点を介して必要なサービスにアクセスできる都市構造の実現をめざす。

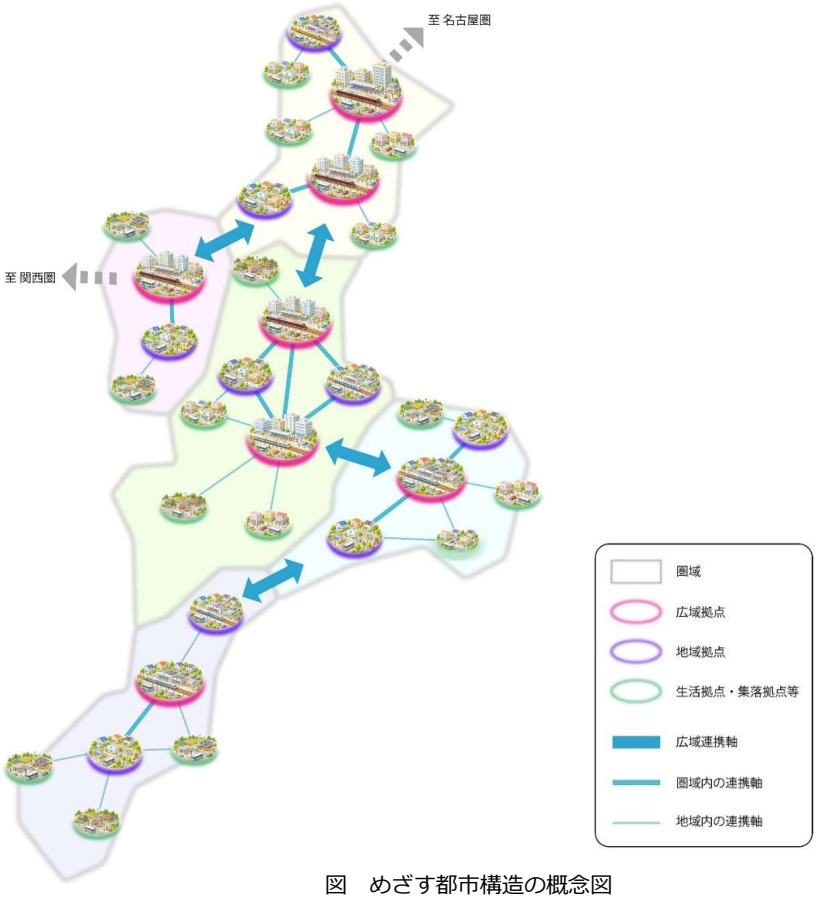


図　めざす都市構造の概念図

3－3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

■ 都市計画区域に関する方針

都市計画区域の再編	• 当該市町の都市づくりの方針を踏まえ、総合的・中長期的な視点で検討する。
都市計画区域の拡大等の見直し	• 都市計画区域に隣接し開発が進んでいるなどの区域は、原則として都市計画区域への編入の必要性を検討する。 • 災害からの復興を考える際に都市計画制度の活用が可能となるなど、まちづくりのために有効であるため、原則として都市計画区域の縮小・廃止は行わない。

■ 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

第１章　都市計画の目標

• 当該都市計画区域が属する圏域における都市計画の理念・目標と、将来の都市構造を示す。この際、隣接する他の圏域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを踏まえ、当該圏域・都市計画区域の広域的な位置付けについて明らかにする。

第２章　区域区分の方針

区域区分適用の考え方	• 区域区分を定めている都市計画区域では、原則として維持する。区域区分を定めていない区域では、地域の実情に応じて、他の制度も活用し適切な土地利用誘導を図る。
市街化区域の設定の考え方	• 市街化区域の規模は、将来人口や世帯人員の見通し等をもとに、必要な市街地面積を見込む「人口フレーム方式」により設定する。 • 大規模自然災害への対応として、事前復興まちづくりの観点から、市街地移転の可否等の都市構造の再編も視野に入れて検討する。設定した土地利用検討区域内の住宅や公共施設等は既成市街地内への移転を原則とするが、収容が難しい場合は人口フレーム方式以外での市街化区域への付け替えを検討する。

第３章　主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

市街化区域	• 広域拠点等では景観や生活環境に配慮し、土地の高度利用や空き地・空き家の活用を進める。人口減少により市街化区域内の人口密度の低下が見込まれる地域や市街化区域編入後、長期にわたり市街化の進行がみられない地域等は市街化調整区域への編入（逆線引き）を検討する。
市街化調整区域	• 市街化を抑制し自然環境や農林漁業との調和を基本としつつ、既存集落では地域の実情に応じた一定の開発を認め、地域の活力や生活環境の維持を図る。地区計画や地域未来投資促進法等の活用により、必要な区域と土地利用の方向性を明らかとしたうえで一定の開発を許容し、計画的な都市づくりを促進する。
非線引き都市計画区域	• 市街地として利用する区域では原則として用途地域を定め、良好な環境の保全・創出を図る。白地地域では特定用途制限地域の活用等、市街化を抑制する。用途地域の拡大は、人口や産業、都市基盤整備の見通し等を考慮し、都市のスポンジ化や市街地の低密度化を招かない範囲で検討する。
準都市計画区域	• 積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、一定の開発行為等が進行しているなど、散発的な都市的土地利用によって、地域の居住環境や営農環境、自然環境等の保全に支障をきたすおそれがある場合は、準都市計画区域の指定を検討する。
都市計画区域外	• 市町において、圏域の将来都市構造を踏まえながら、都市計画区域外を含めた都市づくりを検討することが望ましい。
大規模自然災害のリスク	• 甚大な被害が発生した場合に生活再建を円滑にするため、事前復興まちづくりの観点からも都市計画区域外を含めた都市づくりについて、庁内の関係部局が連携し、平時から横断的に検討しておくことが望ましい。
商業系土地利用	• 生活サービスが効率的に提供されるよう、生活サービス施設の規模や配置状況を勘案し、必要な施設を維持・誘導する。新たな大規模集客施設は広域拠点の鉄道駅から約１kmの範囲に立地誘導し、それ以外の場所では原則抑制する。
工業系土地利用	• 周辺環境に配慮しながら、新たな産業立地や既存産業の維持を進める。特に、高速道路ＩＣ周辺等を「工業系土地利用誘導ゾーン」として位置付け、企業誘致や基盤整備を重点的に進める。

三重県都市計画基本方針（中間案）【概要版】

②都市施設整備に関する方針

道路	• 中部圏や近畿圏、県内の他圏域等と連携する広域幹線道路網の維持・充実に努め、各インターチェンジやそれらへのアクセス道路を含めた幹線道路網の交通処理、空間形成、景観形成等の諸機能の維持・増進を図る。 • 拠点間の円滑な連携を効率的に実現するため、既存ストックを有効に活用しながら交通需要に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、階層的な道路ネットワークの構築を進める。 • 緊急輸送道路については、孤立の防止や円滑な応急・復旧活動に資するよう、国土強靱化の観点から道路自体の防災性の維持・強化のほか、多重性を確保する。 • 必要となる都市計画道路の着実な整備を図る。また、社会・経済情勢や住民の意向等を踏まえながら、道路の機能を明確にしたうえで、必要に応じて都市計画道路の見直しを進める。
公共交通	• 鉄道を基幹的な公共交通としながら、バス路線やコミュニティバス、旅客船、タクシー等の維持・充実のほか、地域の実情に応じてデマンド交通やシェアリングサービス、新たな交通システム等の導入について検討する。 • リニア中央新幹線の開業を見据え、定時性のある交通ネットワークの構築、鉄道や高速バス等の複数モードによるリニア駅の交通結節機能の強化を検討する。
下水道及び河川	• 既存施設を適正に維持するとともに、必要に応じて事業区域の見直しや農業集落排水事業等との連携を図りながら下水道等の整備を引き続き進めるなど、地域の状況に応じた適切な生活排水処理を促進する。 • 雨水対策として、下水道や排水路の整備を引き続き進め、浸水地域の解消に努める。 • 河川については、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しながら、必要な河川改修等を進める。
その他、都市施設	• 防災性向上に資する施設は、都市施設として都市計画決定することも検討しながら、着実な整備を図る。 • 想定される津波災害の被害低減のために、土地利用検討区域から重要な公共施設の移転を図る場合等は、必要に応じて一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備することにより、津波発生時における都市機能の確保を図る。 • 都市機能誘導施設等を都市施設として整備するに際しては、施設の統合・複合化や多機能化等についても検討し、持続可能な公共サービス提供体制の構築をめざす。

③市街地開発事業等に関する方針

- 主要な鉄道駅周辺、立地適正化計画における都市機能誘導区域等の都市の拠点となる地域で、土地の高度利用等による都市機能の集積を図る場合は、必要に応じて市街地再開発事業等の実施を検討する。また、拠点やその周辺地区、公共交通の沿線地域等において良好な住宅地の形成を図る場合は、必要に応じて土地区画整理事業等の実施を検討する。
- 生活道路が狭あいである、幹線道路が未整備である等の問題を抱えている低層・高密な市街地では、面的な整備にあわせて必要な道路、公園等の整備を進め、安全性の高い市街地の形成を図る。
- 歴史・文化的な資源等を有する地区では、必要に応じて地域地区や地区計画の活用を検討する。

④自然的環境の整備または保全に関する方針

- 他法令による土地利用規制との整合に留意しながら適切な地域地区を指定し、又はその指定を維持することで保全を図る。
- 公園・緑地の適切な配置と整備を図り、美しく魅力と個性にあふれる都市づくり、地域の魅力を生かした都市づくりを進める。

⑤地域の特性に応じて定めるべき事項

Ⅰ．都市防災に関する方針

- 想定される風水害や土砂災害、地震・津波災害に対して、地域の地理的特性及び人口集積、市街地の形成状況、産業構造等の現状と将来の見通しに応じて、都市構造の再編を検討する。

Ⅱ．自然環境・広域交流に関する方針

- 豊かな自然環境をはじめとする地域資源を生かした魅力ある地域づくりを進める。
- 地域資源をもとにした集客交流を促進し、地域の活力の維持・向上につなげるため、必要なアクセス道路等の交通施設や、観光交流のための施設等の整備、周辺部も含めた広域的な交流拠点としてふさわしい景観の維持・形成等に努める。

Ⅲ．歴史・文化・景観に関する方針

- 貴重な歴史・文化遺産や建築物、美しい景観、まち並等は、地域固有の財産又は観光資源として、風致地区や地区計画、建築協定等の適用により適切な保全や活用に努める。
- 市町における特別緑地保全地区や緑地保全地域（都市緑地法）の指定や景観計画（景観法）、歴史的風致維持向上計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）等による取組と連携し、地域の歴史や文化が有するポテンシャルを生かしたまちづくりを計画的に進める。